

被災三県・仙台市の共通要望を検討しましたので、要望いたします。

## 1. 実勢価格を反映できる積算手法の設定

### (1) 作業効率に応じた歩掛等の補正について

被災三県では、労働者確保や生コンなどの資材調達難により、著しい施工効率の低下と工期延期を余儀なくされ、標準歩掛りと実態とに乖離が生じていることから、「間接工事費における復興補正係数の新設」や国が試行する「日当たり作業量の補正」など、実態を反映できる工事費算定の仕組みを設けていただくよう、要望いたします。

### (2) 公共工事設計労務単価について

平成25年度公共工事設計労務単価の大幅な見直しの効果は、入札不調等に限らず、労働者確保の観点からも絶大であると考えられます。つきましては、今後も継続的に適時的確な見直しを実施していただくようお願いいたします。

### (3) 技能職種における統一単価の設定について

鉄筋工や型枠工など技能職種の労務者は、設計労務単価の高い地域に集中することから、広域的に移動が多い職種については被災三県で単価差が生じないように、統一単価としていただくよう要望いたします。

### (4) スライド額算定事務の簡素化について

単品スライドは、対象資材の特定や購入実績を証明するための時系列での資料作成と確認作業が必要となり、さらに「インフレスライド」と「単品スライド」を併用させた場合には、受発注者ともに複雑な事務処理に多大な労力と時間を要することから、スライド額算定事務の簡素化を図るための仕組みを早急にご提示いただくよう要望いたします。

## 2. 技術者の専任を必要とする建設工事の要件の緩和

技術者の専任を必要とする対象工事の請負金額について、現行では土木一式工事は「2,500万円」、建築一式工事は「5,000万円」となっていますが、いずれも「1億円」に引き上げることで、各県の技術者が有効活用できるよう、技術者の専任を必要とする建設工事の要件の緩和を、要望いたします。

## 3. 資材確保のための支援

### (1) 国直轄事業におけるプラント等の設置について

生コンクリートやアスファルトといった、施工箇所の近くで調達する必要がある材料について、大規模工事が調達を開始した場合、小規模工事に資材が行き渡らない事態が発生しています。このため、国が実施する大規模工事にあっては、独自に生産プラントを設け、県・市町村・民間の工事

に影響が出ないような配慮を要望いたします。

#### (2) プラント設置に係る補助制度等の新設について

生コンクリート、アスファルト及び骨材等の資材の安定供給を確保するため、需要に対して供給能力が不足する地域においてプラント等を県や市町村または民間事業者が設置する場合、その費用を支援する補助制度等を新たに設けていただくよう、要望いたします。

#### (3) 骨材等の広域調達支援について

復旧・復興工事には、生コンクリートの材料となる骨材や海岸工事における捨石などが大量に必要であり、広域的に調達場所を確保する必要があることから、安定的な資材供給を図るため、国で調達場所の調整を行うほか、県や民間事業者がストックヤードを設置した場合、その費用を支援する制度を設けていただくよう、要望いたします。

### 4. 復旧・復興工事に伴う土量調整支援

#### (1) 土砂流用調整の支援について

被災県では、様々な事業で発生する土砂を県内で流用調整しても、大量の土砂が余剰となる県や、土砂不足となる県が生じることが見込まれます。このため、土砂の広域的な調整を行う体制整備について、国が主体となって取り組んでいただくとともに、県や市町村が取り組む場合、その費用を支援する制度を設けていただくよう、要望いたします。

#### (2) 広域調整土砂の流用ルールづくりについて

土砂が余剰となる県と不足する県との間で広域流用するには、港湾施設などから船で運搬しなければなりません。県を跨いで流用する場合の費用負担方法などに明確なルールがないことから、広域的な土砂流用のためのルールづくりについて、国が主体となって取り組んでいただくとともに、県や市町村が取り組む場合、その費用を支援する制度を設けていただくよう、要望いたします。

### 5. 事業のスピードアップのための制度の拡充

#### (1) 発注者支援の拡充

東日本大震災後の平成23年度以降予算額が倍増するなか、職員数を自治体派遣職員を含め増員しております。しかしながら、本年度は、復旧・復興の発注ピークとなり、事業のスピードアップのためには、これまでに実施してきた外郭団体による工事の積算や工事監督支援業務に加え、民間コンサルタントによる積算・工事監督支援業務の適用拡大や、工事統括マネジメント業務（CM方式等）への支援が必要と思われます。これらに係る費用等について、復旧・復興事業に計上できるよう、要望いたします。

## (2) 災害復旧制度の拡充

東日本大震災による災害復旧事業の協議設計箇所においては査定時に測量試験費を計上しておりますが、協議設計以外の箇所については工事雑費の中の委託料から支出しているところであります。

しかしながら、協議設計以外の箇所においても広範囲にわたる測量設計や用地調査が必要となっており、工事雑費算定率の嵩上げや新たな委託費補助制度を設けるなど災害復旧制度の拡充について要望いたします。